

千代田区職員措置請求監査結果

(喫煙所に関する助成金及び給付金の支出に関する件)

令和8年4月7日

千代田区監査委員

(注) 本書は、個人情報保護の観点から、氏名をアルファベットで表記する等の処理をしています。

第1 請求の受付

1 請求人及び代理人

(1) 請求人

住所 千代田区

氏名 X

(2) 代理人

住所 中央区

氏名 弁護士 Y ほか2名

2 職員措置請求書の提出

令和8年2月16日受付（令和8年2月13日付で郵送にて提出）

3 請求の内容

請求人が提出した「千代田区職員措置請求書」（以下「請求書」という。）による請求の要旨は次のとおりである。

(1) 対象となる職員

千代田区職員

(2) 財務会計上の行為等

令和元年11月18日の助成金交付決定日より現在に至るまで行われた、有限会社Aに対する喫煙所（千代田区（以下省略） 所在建物内）の設置に係る助成金及び給付金の支出

(3) 違法又は不当の理由

ア 助成金及び給付金の対象法人（申請者）である有限会社Aは登記上存在しない。

イ 喫煙所設置建物は、建築基準法の建築確認を得ておらず、耐震、防火、防災基準も満たさない違法建築物であり、且つ、昭和25年建築（築75年以上）の老朽建物であって、利用者の安全上も危険な建物であり、設置建物が違法建築物であることは、千代田区公衆喫煙所設置経費等助成要綱第4条の別表第1に定める助成要件1(12)の要件（法令等に抵触せず）を満たさず、区の助成決定は違法である。

ウ 同建物は、借地上に建築されており、当然、建物の増改築には土地所有者の書面による承諾を要するところ、本件では地主の承諾は得られていない。

エ 助成金申請時の喫煙所建物の所有名義人は登記上平成19年に死亡したBのままとなっており、千代田区は、建物所有者の確認及び、建物所有者と喫煙所運営者との賃貸借契約並びに土地所有者と建物所有者との土地賃貸

借契約の存在確認を行った形跡は見当たらない。

(4) 区に生じている損害の内容

助成金 700 万円及び運営開始後の給付金

(5) 請求する措置の内容

助成金及び給付金の区への返還並びに今後の支給中止

(6) 事実証明書

ア 助成金交付申請書及び付属書類一式

イ 助成金交付決定通知書及び付属書類一式

ウ 建物登記情報、登記簿謄本

エ 土地登記情報

オ 法人登記検索情報

カ 委任状

4 請求の要件審査及び受理

本件請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているか審査を行った。

本件請求は上記 3 (2) のとおり、令和元年度から現在に至るまで区が行った、有限会社 A に対する「喫煙所設置の助成金及び給付金の支出」（請求書原文のまま）を対象となる財務会計行為としているが、喫煙所設置の助成金については交付決定日や金額の記載がある一方、「給付金」については、請求書には日付や金額など支出に関する具体の記載がなく、これらを特定する事実証明書の添付もない。

法第 242 条第 1 項で違法又は不当な公金の支出等の事実を証する書面を添えることを要求しているのは、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を求めることの弊害を防止するにあると解されていることから（名古屋高等裁判所金沢支部昭和 44 年 12 月 22 日判決参照）、本来請求人は「給付金」の支出を具体的に特定する事実証明書を提出するか、又は請求書に記載すべきところである。

しかし、助成の対象者や内容が特定されている以上、監査委員が当該助成事業の担当課へ確認する等により「給付金」に関する各支出行為を把握することも可能であるとの判断から、同条に定める要件を具備した請求が含まれていることを前提として、これを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査の期間

令和 8 年 2 月 16 日から同年 4 月 7 日まで

2 監査対象部課

喫煙所に関する助成事業を所管する地域振興部安全生活課を監査対象部課とした。

3 監査対象事項

区が令和元年度から現在（令和7年度）までに有限会社Aに対して交付したとされる、喫煙所の設置に係る助成金及び喫煙所運営開始後の給付金が違法又は不当な公金の支出にあたるかどうかを監査対象事項とした。

4 証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人代理人は、請求理由の補足説明書及び追加の証拠を提出し、監査委員は令和8年3月23日に請求人代理人の陳述の聴取を行った。

5 監査対象部課の説明及び証拠提出

令和8年3月23日に監査対象部課に対して説明を求めた。

（出席者：地域振興部安全生活課課長及び同課職員2名）

千代田区長は、弁明書及び証拠書類を提出した。

6 提出書類一覧

12ページのとおり

7 その他

今回の監査に際して、印東大祐前監査委員は令和8年3月24日まで関与し、小澁高清監査委員は同年3月25日から関与した。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求のうち、区が令和元年度に支出したとする喫煙所の設置に係る助成金、及び運営開始後に区が支出したとする給付金のうち令和6年度までに係る部分については法第242条に定める要件を具備せず不適法であるから却下し、令和7年度に係る部分については棄却する。

2 理由

(1) 根拠規定等の確認

ア 千代田区屋内喫煙所設置助成要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）（抄）

（助成の実施）

第 2 条 千代田区（以下「区」という。）は、公衆用の屋内喫煙所（以下「屋内喫煙所」という。）の設置及び運営についてその経費の全部又は一部を助成する。

（助成対象喫煙所）

第 3 条 前条による助成（以下単に「助成」という。）の対象となる屋内喫煙所は、国、独立行政法人、地方公共団体、公社又は鉄道事業者等の公共的団体以外の者が設置するもので次の各号の全てに該当するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。

(8)～(13) (略)

2 運営に係る経費に対する助成の対象となる屋内喫煙所は、当該施設の設置に当たりこの要綱に基づき助成を受けた施設とする。（以下 略）

（助成対象者）

第 4 条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって屋内喫煙所を設置又は運営するものとする。

(1) 建物の所有者

(2)・(3) (略)

（助成対象経費及び助成期間）

第 5 条 助成対象経費は、屋内喫煙所の設置及び維持管理に係る経費とする。

2～4 (略)

（助成申請）

第 7 条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、屋内喫煙所ごとにあらかじめ助成金交付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。（以下 略）

（各号 略）

（助成決定）

第 8 条 区長は、前条の申請を受理したときは、現地調査等を行い、その内容が適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請者に通知する。

2～4 (略)

（計画変更等）

第 9 条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、助成決定者は、次の各号に掲げる事項を変更するときは、計画変更届出書（第3号の2様式）により速やかに届け出るものとする。

(1) 設置者が変更となったとき（管理する法人等が変更となる場合を除く。）。

(2)～(4) (略)

イ 千代田区公衆喫煙所設置経費等助成要綱（令和4年11月1日施行）（抄）
（目的）

第1条 この要綱は、公衆用の喫煙所（以下「公衆喫煙所」という。）の設置及び維持管理に対し、千代田区（以下「区」という。）が助成を行うことについて定め、もって公衆喫煙所の普及による喫煙者と非喫煙者の共生できるまちの実現を図り、区民等が一層安全で快適に暮らせるまちの実現に資することを目的とする。

（助成の実施）

第2条 区は、公衆喫煙所の設置及び維持管理についてその経費の全部又は一部を助成する。

（助成対象者）

第3条 前条の規定による助成（以下「助成」という。）の対象となる者は、国、独立行政法人、地方公共団体、公社、公共的団体又は民営化された法人等以外の者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 区内の建物の所有者又は使用者

(2)・(3) (略)

（助成対象の公衆喫煙所）

第4条 助成対象となる公衆喫煙所は、別表第1に定める要件を満たすものとする。

（助成対象経費）

第5条 助成対象経費は、公衆喫煙所の設置及び維持管理に係る経費とする。

（助成申請）

第7条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第3に定める書類を区長に提出しなければならない。（以下 略）

2 (略)

3 維持管理経費の助成申請は、当該公衆喫煙所を設置した年度の翌年度以降も申請することができる。

4 (略)

(助成決定)

第8条 区長は、前条の申請を受けたときは、現地調査等を行い、その内容が適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請者に通知する。

2～4 (略)

(助成金の概算払)

第9条 (略)

2 前条第1項の規定による助成の決定を受けた助成決定者は、助成金請求書(概算払)(第4号様式)を提出し、区長に助成金の交付を請求することができる。

(助成金の支払等)

第16条 区長は、第9条第2項又は前条の規定による交付請求に基づき、助成決定者に助成金を支払うものとする。

2 (略)

別表第1 (第4条関係)

助成の要件

1	屋内・屋外公衆喫煙所の設置経費に係る助成要件(共通事項)
	(1)～(11) (略)
	(12) 法令等に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。
2・3	(略)
4	公衆喫煙所の維持管理(保守管理等)経費に係る助成要件
	当該公衆喫煙所の設置に当たりこの要綱に基づき助成を受けた公衆喫煙所であること。(以下 略)
5	(略)

(2) 事実関係の確認

関係書類等を調査した結果、本件請求に関し、次の事実を確認した。

ア 千代田区屋内喫煙所設置助成要綱の制定及び改正

区は、屋内喫煙所の設置及び維持管理に係る経費の助成を行うことで、屋内喫煙所の普及による喫煙者と非喫煙者の共生できるまちの実現を図る等を目的として、平成21年7月8日に「千代田区屋内喫煙所設置助成要綱」を制定し、同月1日から適用した。その後の改正により、令和元年度当時には、平成31年4月1日から施行したもの(上記(1)ア。以下「旧要綱」という。)が適用されている。

そして令和3年には、助成対象となる喫煙所の範囲を拡大するとともに、助成内容の充実を図る等のため改正を行い、名称も「千代田区公衆喫煙所設置経費等助成要綱」と改めて同年4月1日から施行した。現在は令和4年11月1日から施行したもの（上記(1)イ。以下「現要綱」という。）が適用されている。

イ A喫煙所の経緯

A喫煙所は令和2年3月、千代田区（以下省略）所在建物の1階に設置された。

当該建物は、もとB氏が所有していたところ、平成19年5月にC氏及びD氏の2名が持分各2分の1の割合で相続し、その後、C氏の持分は令和3年10月にE氏に、さらにその持分は令和6年9月にF氏が相続している。

ウ 設置に係る経費の助成に関する申請及び決定等

A喫煙所を助成対象とした、設置に係る経費（以下「設置経費」という。）の助成を受けるため、C氏は旧要綱第7条の規定により、申請者名を「有限会社A C」とする助成金交付申請書を令和元年10月24日付で区長に提出した。

当該助成を所管する地域振興部安全生活課（以下「所管課」という。）は申請書及び添付資料、現地調査の結果等に基づき申請内容を精査したところ旧要綱第3条、第4条等に定める要件に合致し適正であると判断して、同年11月18日に助成を決定し、請求に基づき助成金700万円を令和2年4月9日に支出した。

エ 維持管理に係る経費の助成に関する決定等

A喫煙所を助成対象とした、維持管理に係る経費（以下「維持管理経費」という。）の助成に関する決定日等は下表のとおりである。

対象年度	申請者名	助成決定日	支出命令日	支出金額
令和元年度分	有限会社A C	令和2年 3月30日	令和2年 8月5日 (※)	167,246円
令和2年度分	同上	令和2年 7月10日	令和2年 7月29日	2,400,000円
令和3年度分	C	令和3年 8月30日	令和3年 9月6日	2,640,000円
令和4年度分	E	令和4年 6月15日	令和4年 6月24日	2,640,000円
令和5年度分	同上	令和5年 5月15日	令和5年 5月23日	2,640,000円

対象年度	申請者名	助成決定日	支出命令日	支出金額
令和6年度分	E	令和6年 6月21日	令和6年 7月10日	2,640,000円
令和7年度分	F	令和7年 5月30日	令和7年 6月17日	2,640,000円

※ 申請遅延に伴う過年度支出

オ 申請者名義の変更に係る計画変更届出書の提出

故人（B氏）が運営していたAを承継したが個人商店を有限会社と誤認して申請書に名称を記載していたため変更する旨の「計画変更届出書」が令和3年3月19日にC氏から区長に提出され、所管課は同日付でこれを受理した。

(3) 監査委員の判断

ア 本件請求が適法であるかの検討

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求期間について、同条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないと定めている。そして、正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解されている（最高裁平成14年9月12日判決参照）。

したがって、本件請求が適法といえるためには、本件請求が当該請求期間内にされたものでなければならないので、最初にこの点について検討する。

(ア) 財務会計上の行為の対象

まず、本件請求において、請求人は財務会計上の行為の対象として「喫煙所設置の助成金及び給付金の支出」を挙げている。上記(1)で確認した要綱には、設置経費及び維持管理経費の助成金について規定があるものの、「給付金」については規定がない。しかし、請求人は区に生じている損害の内容として「運営開始後の給付金」と主張していることから、「給付金」と称するものは維持管理経費の助成金を指すものと解した。

(イ) 請求期間内になされたものであるかの検討

本件請求に関する設置経費の助成及び維持管理経費の助成に係る決定

日及び助成金の支出命令日は上記(2)ウ及びエのとおりであるから、令和7年度を対象とする維持管理経費の助成（以下「7年度助成」という。）の決定及び助成金の支出を除き、令和6年7月10日以前に区が行った助成の決定及び助成金の支出については、区の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から既に1年を徒過している。当該令和6年7月10日以前の区の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過した行為を請求の対象としていることについて、請求人代理人の陳述では、設置経費の助成金の支出決定以降違法状態が継続している等があるので時効除斥期間の適用は受けない旨の主張があった。だが、当該主張は独自の見解に基づくものであり、これをもって正当な理由があると認めることはできない。

一方、令和7年5月30日に助成を決定し、同年6月17日に助成金を支出した7年度助成については、区の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内に請求がなされたこととなる。

(ウ) 小括

以上より、本件請求のうち、令和6年7月10日以前に区が行った設置経費及び維持管理経費の助成の決定及び助成金の支出に係る部分については、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるが、7年度助成の決定及び助成金の支出に係る部分については適法と認め、当該行為について監査を実施する。

イ 7年度助成の決定及び助成金の支出は違法又は不当に当たるかの検討

(ア) 7年度助成の決定等について

7年度助成の根拠となる現要綱によると、助成を受けようとする者は現要綱別表第3に定める書類を区長に提出し（第7条）、区長は申請を受けたときは現地調査等を行い、その内容が適当と認めるときは交付を決定して通知する（第8条）こと、また、助成の決定を受けた者は助成金請求書を提出して助成金の交付を請求することができ（第9条）、区長は交付請求に基づき助成金を支払う（第16条）ものとされている。

ところで、地方公共団体が行う寄附又は補助は、公益上必要がある場合に限られており（法第232条の2）、公益上必要があるか否かは、当該地方公共団体の長及び議会が裁量によって個々の事案ごとに認定することとなる。そして、補助金の支出につき公益上の必要があると判断したことに、その裁量権を逸脱し、又は濫用したものと断ずべき程度に不合理なものであるということができなければ、法第232条の2に違反し違法なものであるということとはできず（最高裁平成17年11月10日判決参照）、また、裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使があった場

合に不当と評価されるものと解するのが相当である。

これを7年度助成についてみると、区は、公衆喫煙所の普及による喫煙者と非喫煙者の共生できるまちの実現を図り、区民等が一層安全で快適に暮らせるまちの実現に資する（現要綱第1条）、という公益上の必要から助成制度を設けたことが認められる。そして、所管課は提出された申請書や添付書類等に基づき申請内容を精査したところ、現要綱第3条及び第4条に定める要件に合致し、申請額も妥当であって適正であると判断して上記(2)エのとおり助成を決定して通知し、その後助成金請求書の提出を受け助成金を支出したことが認められる。一連の手續において、現要綱の解釈を誤る、区の財務法規に違反する、などの瑕疵は認められず、助成及び支出の決定に際し裁量権の逸脱又は濫用や、それに至らない程度の不合理な行使があったと評価すべき事由も見当たらない。

(イ) 7年度助成の決定における違法又は不当の有無

請求人は本件助成の決定及び助成金の支出が違法又は不当である理由として上記第1の3(3)記載の事項を主張している。

上記(2)エで確認したとおり、7年度助成の申請者はF氏個人であって法人による申請ではない。また、維持管理経費の助成要件は、現要綱別表第1に定める助成の要件1ではなく助成の要件4（「当該公衆喫煙所の設置に当たりこの要綱に基づき助成を受けた公衆喫煙所であること。」

（以下略）を満たす喫煙所であることであり、喫煙所を設置した建物に関しては何ら定めがなく、令和元年度に設置経費助成を受けている以上、当該要件に該当することは明らかである。さらに、請求人が事実証明書として提出した建物登記情報には、令和6年9月14日、相続によりF氏が当該建物の共有者（持分2分の1）となった旨が記載されている。

そして、請求人代理人の陳述によれば、地主が借地人であるC氏を相手取って提起した建物収去土地明渡請求訴訟は東京高裁で地主敗訴が確定しているとのことであるから、地主と借地人との関係を問題視する請求人の上記第1の3(3)のウ及びエの主張は理由がない。

ウ 損害の発生及び請求する措置について

請求人は、本件請求に係る設置経費及び維持管理経費の助成決定が違法又は不当であることを前提に、当該決定を受けて請求に基づき区が支出した、設置経費の助成金700万円及び維持管理経費の助成金（額の特定なし）を損害として主張しているものと解される。しかし、7年度助成を除く当該決定行為は監査の対象とはならず、7年度助成の決定についても違法又は不当であるとはいえない以上、これらを損害とみることはできない。

また、請求人は維持管理経費の助成金を将来に向かって支出を取り止め

る措置を求めている。しかし、現要綱第7条第3項によれば「維持管理経費の助成申請は、当該公衆喫煙所を設置した年度の翌年度以降も申請することができる。」と定めるのみで、設置経費の助成の決定を受けた者に対し将来にわたって維持管理経費の助成を行うことを権利として保障してはいない。また、申請するか否かは設置経費の助成の決定を受けた者の判断に委ねられており、申請を受けて初めて助成の可否を決定し、助成を決定した場合に申請者の請求を受けて支出することとなる。よって、現時点で令和8年度以降に係る維持管理経費の助成申請がなされていない以上、支出を取り止める措置を求めることは認められない。

エ 総括

以上のおおりに検討した結果、本件請求のうち、区が令和元年度に支出した設置経費の助成金及びその後に支出した維持管理経費の助成金のうち令和6年度までに係る部分については法第242条第2項に定める要件を具備していないと認められ、また、令和7年度に係る部分については請求に理由がないと認められるので、法第242条第5項の規定により主文のおおりに決定する。

令和8年4月7日

千代田区監査委員 野本 俊輔

同 小澁 高清

同 永田 壮一

提出書類

第1 請求人

1 令和8年2月16日受付分

(1) 千代田区職員措置請求書

(2) 事実証明書

ア 助成金交付申請書及び付属書類一式

イ 助成金交付決定通知書及び付属書類一式

ウ 建物登記情報、登記簿謄本

エ 土地登記情報

オ 法人登記検索情報

カ 委任状

2 令和8年3月10日受付分

(1) 補正書

(2) 請求理由補足説明書

(3) 現地調査報告書

(4) 土地賃貸借契約書

第2 監査対象部課

1 弁明書（令和8年3月13日受付）

2 証拠書類

(1) 千代田区屋内喫煙所設置助成要綱（平成31年）

(2) 千代田区公衆喫煙所設置経費等助成要綱（令和4年）

(3) 喫煙所設置助成申請・決定書類（令和元年度）

(4) 喫煙所維持管理経費助成申請・決定書類（令和元年度～令和7年度）

(5) 喫煙所設置助成計画変更届出書（令和3年3月19日）